

報復処分取消裁判 始まる 8月3日 東京地方裁判所で

組合員のみなさん

齊藤書記長に対する、「酒気帯び」を理由にした不当処分を撤回させる職場からの闘いとあわせて、裁判の場でも処分取消の闘いが展開されることが具体的になりました。第1回、口頭弁論は 8月3日 です。

そもそもこの不当処分は、小川助役が「酒の臭がする」と言ったことが発端だということは、明らかなおりです。本社などは「酒臭」を「多くの管理者が、確認した」と言っています。しかし、酒の臭いを感じた「多くの管理者」とは誰なのかについては、明らかにされていません。

少なくとも、「多くの管理者」は東二輸の管理者であることは間違いありません。したがって、2月3日のアルコール検知に立ち会ったり、遠巻きに様子をうかがっていた管理者は勿論、面談や事情聴取をした全ての管理者に法廷に出て証言していただき、「私の臭覚はこの様に正確だ」と言うことを具体的に証明・立証してもらいます。

私たち J R 東海 労 の総力で齊藤書記長と共に、処分撤回裁判を、職場での職場を働きやすくする一人ひとりの闘いと同時に進めましょう。

国労組合員・ユニオン組合員のみなさん

この「酒気帯び」を理由にした不当処分は、職場で繰り返されている、異常な社員管理の一旦です。その異常な社員管理に疑問を持って、大阪で亀山さんが東海 労 に加入してくれた直後の、報復処分です。

多くの皆さんも、異常な社員管理に疑問を持っていると思います。私たち J R 東海 労 組合員に、率直に話してくれる方もいますし、激励もいただいています。これからも、齊藤書記長、J R 東海 労 の闘いのご理解とご支援をお願いいたします。